

第 7 1 号議案

新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正
新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、固定資産税の課税免除の対象業種のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を加えるため必要があるからである。